

平成27年度 神戸市校区調整審議会委員名簿

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者	コイシ ヒロフミ 小石 寛文	神戸大学名誉教授	5期目
	シラスギ ナオコ 白杉 直子	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	4期目
	ヤズミ ミサコ 八隅 美佐子	弁護士	3期目
	ヤマシタ コウイチ 山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 神戸大学発達科学部准教授	2期目
市民・地域代表	キョウカワ リュウジ 京川 竜士	神戸市立小学校PTA連合会代表(西須磨小)	1期目
	ヤマハラ マユミ 山原 真由美	神戸市立中学校PTA連合会代表(小部中)	1期目
	オザキ トシエ 尾崎 敏江	神戸市選挙管理委員会委員長(元 市会議員)	1期目
	イノウエ チツ子 井上 智津子	神戸市婦人団体協議会理事	1期目
市職員	タニグチ マスミ 谷口 真澄	東灘区長	1期目
	ハヤシ ヒロフ 林 弘伸	教育次長	1期目
教員代表	フジタカ ヒロアキ 藤高 博章	神戸市教職員組合執行委員長	1期目
	イノウエ サチコ 井上 祥子	神戸市立小学校長会代表(桜が丘小)	1期目
	イケダ ヨウコ 池田 容子	神戸市立中学校長会代表(太山寺中)	1期目

(計13名)

平成27年度 神戸市校区調整審議会幹事名簿

幹事長	総務部長	稜野 敦雄
幹 事	指導部長	川田 容三
〃	学校計画担当部長	岡本 光太郎
〃	教育企画担当課長	山下 弘文
〃	学校計画課長	牧野 博之

執行機関の附属機関に関する条例

昭和 31 年 11 月 1 日
条 例 第 3 6 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定があるものを除くほか、本市に執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則 (略)

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)
教育委員会	神戸市校区調整審議会	神戸市立小学校・中学校の校区についての調査審議に関する事務

神戸市校区調整審議会規則

〔昭和 36 年 11 月 24 日〕
教委規則 第 9 号

改正 昭 51.5.13 教委規則 11, 平 9.11.21 教委規則 6

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 31 年 11 月条例第 36 号)

第 2 条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民・地域の代表者
- (3) 市職員
- (4) 市立学校教職員の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもつてこれを開く。
- 3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(幹事長、幹事及び書記)

第 8 条 審議会に幹事長 1 人、幹事 4 人及び書記若干人を置き、教育長が任命する。

2 幹事長は、審議会の事務を総括する。

3 幹事は、審議会の事務を整理する。

4 書記は、幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 51.5.13 教委規則 11)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 9.11.21 教委規則 6)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 11 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 9 年 11 月 30 日から平成 10 年 8 月 31 日までとする。